9．不要財産の国庫納付等

不要財産に係る国庫納付等については、次のとおりであります。

(1)	不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	機械装置（希少金属高効率回収システム開発補助事業で取得した設備）	現金及び預金（敷金償還金）	土地、建物及び構築物（箱根研修施設）
		帳簿価額：52,500,000円	帳簿価額：462,246,840円	帳簿価額：139,749,696円
(2)	不要財産となった理由	レアメタルを含む廃小型電子・電気機器及び廃超硬工具からのレアメタル、貴金属を効率的に回収、再生するための研究開発補助事業の終了に伴い、この事業で取得した設備が不要となったため	機構の本部移転に伴い償還された敷金について、新たな敷金の支出がなく、今後も使用する見込みがないため	独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針（平成22年12月７日閣議決定）により国庫納付するとされたため
(3)	国庫納付等の方法	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付	独立行政法人通則法第46条の２第１項に基づく現物納付	独立行政法人通則法第46条の２第１項に基づく現物納付
(4)	譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	25,000,000円	—	—
(5)	国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額	—	—	—
(6)	国庫納付等の額	25,000,000円	442,413,680円	現物納付
(7)	国庫納付等が行われた年月日	平成23年８月17日	平成24年３月19日	平成24年３月30日
(8)	減資額	—	442,413,680円	804,013,659円

(1)	不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	機械装置（ジメチルエーテルの石油化学原材料化技術の開発事業で取得した設備）	機械装置（流体流動電位法による貯留層内のリアルタイム流動挙動推定システムの開発事業で取得した設備）
		帳簿価額：2,082,608円	帳簿価額：587,302円
(2)	不要財産となった理由	ジメチルエーテルを原材料として、プロピレン、芳香族炭化水素など石油化学品を製造する技術の研究開発事業の終了に伴い、この事業で取得した設備が不要となったため	油増進回収技術で必要とされる油層内での油及び圧入流体の移動状況を把握するための技術の１つである電気的手法による流体挙動予測に係る研究開発事業の終了に伴い、この事業で取得した設備が不要となったため
(3)	国庫納付等の方法	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付
(4)	譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	4,204,524円	881,000円
(5)	国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額	—	—
(6)	国庫納付等の額	4,204,524円	881,000円
(7)	国庫納付等が行われた年月日	平成24年４月13日	平成24年４月13日
(8)	減資額	—	—

Ⅲ．重要な債務負担行為

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法附則第５条第１項に掲げる石油ガス備蓄基地建設工事請負契約に基づき翌事業年度以降に支払いを予定している債務負担行為額は40,188百万円であります。

Ⅳ．固有の表示科目の内容

「民間備蓄融資事業貸付金」及び「民間備蓄融資事業借入金」

一定の日数の備蓄義務が課されている石油精製業者及び石油ガス輸入業者に対する備蓄石油・石油ガス購入資金融資とこれに係る同額の資金調達としての借入金であります。毎年４月末に全ての融資・借入を洗い替えていることから流動資産又は流動負債へ計上しておりますが、貸借対照表上相当の割合を占めていることから、他の貸付金又は借入金とは区別して表示しております。

Ⅴ．重要な後発事象

該当事項はありません。

1　貸借対照表

（単位：円）

科目	石油天然ガス勘定	金属鉱業備蓄・探鉱融資等勘定	金属鉱業一般勘定	金属鉱業鉱害防止積立金勘定	金属鉱業鉱害防止事業基金勘定	調整	法人単位
流動資産	969,305,717,628	21,433,041,609	21,884,716,109	501,018,061	1,134,687,755	−204,233,932	1,014,054,947,230
現金及び預金	80,940,147,975	10,070,006,268	18,742,100,018	89,740,619	692,399,605	—	110,534,394,485
有価証券	29,908,372,829	6,950,866,900	—	408,082,512	431,849,469	—	37,699,171,710